第三十八条の三十一第一項中「類する者」の下に「（第三項において「従業員等」という。）」を加え、同条第二項中「第五項」を「第七項」に、「この項に」を「この条に」に、「並びに同条第一項」を「（次項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）並びに令第百五十五条の十九第一項」に改め、同条第八項中「が有する」を「の特定費用及び」に、「第四項」を「第三項、第五項及び第八項」に、「同項」を「第三項各号中「当該対象会計年度」とあるのは「第十一項の所有持分の移転が行われた時から当該対象会計年度終了の時までの期間」と、第五項第一号、第二号及び第三号イ」に、「帳簿価額」を「特定帳簿価額」に、「第八項」を「第十一項」に、「とする」を「と、同号ロ中「開始の時」とあるのは「終了の時」と、「と当該対象会計年度終了の時の当該未経過リース料の金額（当該終了の時において当該未経過リース料の金額がない場合には、零）の平均額」とあるのは「を二で除して計算した金額を当該対象会計年度の日数で除し、これに第十一項の所有持分の移転が行われた日の翌日から当該対象会計年度終了の日までの日数を乗じて計算した金額」と、第八項各号中「対象会計年度」とあるのは「第十一項の所有持分の移転が行われた時から当該対象会計年度終了の時まで」とする」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「が有する」を「の特定費用及び」に、「第四項」を「第三項、第五項及び第八項」に、「同項」を「第三項各号中「対象会計年度」とあるのは「対象会計年度開始の時から第十項の所有持分の移転が行われた時までの期間」と、第五項各号」に、「第七項」を「第十項」に、「とする」を「と、第八項各号中「対象会計年度」とあるのは「対象会計年度開始の時から第十項の所有持分の移転が行われた時まで」とする」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「規定は、」を「規定は」に、「ついて」を「ついて、令第百五十五条の三十八第四項の規定は当該所在地国を所在地国とする構成会社等が第三十八条の二十六第三項（配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合について、それぞれ」に、「読み替える」を「、同条第四項中「同条第一項」とあるのは「法人税法施行規則第三十八条の二十六第三項（配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）」と読み替える」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「同条第二項」を「次項の規定の適用がある場合にはその適用後の金額とし、同条第二項」に、「、当該」を「当該」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　各対象会計年度において構成会社等が特定資産を有する場合に、第一号に掲げる期間が第二号に掲げる期間のうちに占める割合が百分の五十以下であるときにおける当該特定資産に係る第五項の規定の適用については、当該特定資産の同項各号に定める金額は、当該金額に当該割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該対象会計年度の期間のうちに当該構成会社等の所在地国に当該特定資産が所在する期間

二　当該対象会計年度の期間

第三十八条の三十一第四項を削り、同条第三項中「代用財務会計基準」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、「、売却又は」を「及び売却を目的として有するもの並びに」に、「を除く」を「（ファイナンス・リース取引の目的となる第六項第三号ロに掲げるものに限る。）を除く」に改め、同項第一号中「有形固定資産」の下に「（第三号に掲げるものを除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　令第百五十五条の三十八第一項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　構成会社等の各対象会計年度に係る特定連結等財務諸表（当該構成会社等が令第百五十五条の十六第一項第二号に掲げる恒久的施設等に該当する場合には、当該恒久的施設等の同号イ又はロの個別財務諸表（同条第十一項の規定の適用がある場合には、同項各号に定める個別財務諸表）。以下この項において同じ。）の作成の基礎となる当該構成会社等が有する特定資産（令第百五十五条の三十八第一項第二号に規定する特定資産をいう。以下この条において同じ。）の当該対象会計年度開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時において当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の特定帳簿価額（当該終了の時において当該特定資産を有しない場合には、零）の平均額

二　構成会社等が有する特定資産が最終親会社等財務会計基準における次項第三号ロに掲げる資産（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等を当該資産の賃借人とするオペレーティング・リース取引の目的となるものに限るものとし、短期賃貸資産を除く。）に該当する場合　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額

イ　当該構成会社等の各対象会計年度に係る特定連結等財務諸表の作成の基礎となる当該特定資産の当該対象会計年度開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時において当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の特定帳簿価額（当該終了の時において当該特定資産を有しない場合には、零）の平均額

ロ　当該会社等の当該特定連結等財務諸表の作成の基礎となる特定資産（当該オペレーティング・リース取引に係る最終親会社等財務会計基準における前項第三号に掲げる資産に限る。ロにおいて同じ。）の当該対象会計年度開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時において当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の特定帳簿価額（当該終了の時において当該特定資産を有しない場合には、零）の平均額

三　構成会社等が有する特定資産が最終親会社等財務会計基準における次項第三号ロに掲げる資産（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等以外の者を当該資産の賃借人とするオペレーティング・リース取引の目的となるものに限るものとし、短期賃貸資産を除く。）に該当する場合　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額

イ　当該構成会社等の各対象会計年度に係る特定連結等財務諸表の作成の基礎となる当該特定資産の当該対象会計年度開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時において当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の特定帳簿価額（当該終了の時において当該特定資産を有しない場合には、零）の平均額

ロ　当該対象会計年度開始の時の当該特定資産に係る未経過リース料の金額（当該開始の時において当該未経過リース料の金額がない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の当該未経過リース料の金額（当該終了の時において当該未経過リース料の金額がない場合には、零）の平均額

6　前二項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　ファイナンス・リース取引　リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引若しくはこれに準ずるリース取引で、当該リース契約により使用する物件の賃借人が、当該物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物件の使用に伴つて生ずる費用若しくは損失を実質的に負担することとなるもの又は最終親会社等財務会計基準におけるこれに相当するものをいう。

二　オペレーティング・リース取引　最終親会社等財務会計基準におけるファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。